

## 与謝野町ホームページ広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、与謝野町有料広告掲載要綱（令和3年与謝野町告示第14号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、与謝野町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第3条 町ホームページに掲載することができる広告の内容等は、要綱第3条、第4条及び与謝野町広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

2 広告を掲載しようとする者は、広告原稿について次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。

(2) 文字、イラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。

3 広告原稿について次に掲げる表現は禁止する。

(1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等、操作手順を模した表現

(2) アラートマークを模した表現

(3) テキストボックスを模した表現

(4) 町の実施する事業名に類似した表現

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与える恐れのある表現

### (広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、町ホームページのトップページで町長が指定した位置とする。

### (広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1か月を1単位とし、最長12単位（12か月）とする。ただし、年度を超えることはできない。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告掲載を希望する者の申し込みを受けて、町長が決定する。

3 前項の広告掲載の開始日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、広告掲載終了日は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

4 広告掲載期間内に、町の都合で町ホームページを閉鎖した場合、その閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する日数
72 時間以上 96 時間以内	3 日
96 時間以上	閉鎖日数 + 1 日

(広告の枠数、規格及び掲載料)

第6条 掲載する広告の枠数は、最大4枠とする。

2 1枠あたりの広告の規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

規格		掲載料
大きさ	縦 60 ピクセル×横 280 ピクセル以内	1 単位 5, 0 0 0 円
データ量	16KB 以内	
データ形式	JPEG または PNG 形式 ※アニメーション GIF 不可	

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、与謝野町ホームページ広告掲載（新規・変更）申込書（別記様式）により、町長に申し込むものとする。

2 町長は必要に応じて、前項に規定する申込みをした者（以下「申込者」という。）の事業内容等に関する資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、第3条の規定に基づき、広告内容及びリンクするホームページの内容について審査し、掲載の可否を決定する。

(広告内容等の変更)

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下、「広告主」）は、広告の内容を変更（バナーイメージ、リンク先URL等）することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、与謝野町ホームページ広告掲載（新規・変更）申込書（別記様式）により変更を申し込み、町長の承認を得るものとする。

3 リンクするホームページの内容を変更するときは、変更内容を事前に報告し、町長の承認を得るものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めるものとする。

## 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条、第9条関係）

年 月 日

与謝野町長 様

（広告掲載申込者）

住 所

名 称

代表者名

与謝野町ホームページ広告掲載（新規・変更）申込書

与謝野町ホームページへの広告掲載（新規・変更）を、以下のとおり申込みます。  
なお、申込みにあたり、与謝野町の広告関連の規定を遵守すること及び与謝野町が町税等の納付状況を調査することに同意します。

広告掲載申込者の業種		
掲載希望期間 ※新規の場合のみ		年 月から 年 月まで
変更希望時期 ※変更の場合のみ		
リンク先URL（新規・変更）		
広告の内容		※バナー広告のイメージをデータでご提出ください。
連絡先	電 話	
	FAX	
	Eメール	

※ 広告掲載は、1か月を1単位とし、年度を超えない期間とします。（最長12単位）

※ 必要に応じて、広告掲載希望者の事業内容等に関する資料を添付いただきます。